

淀川水系流域委員会 第49回委員会

議事録

(確定版)

日 時：平成18年2月13日（月）16:00～18:24

場 所：大阪市中央公会堂 3階 中央会議室

[午後 4時00分 開会]

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

皆様、お待たせいたしました。定刻となりましたので、また、委員の皆様のご出席が定足数に達しておりますので、これより第49回淀川水系流域委員会を開会させていただきます。私、庶務を担当しておりますみずほ情報総研の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前に、配布資料の確認及び発言に当たってのお願いをさせていただきます。

まず配布資料でございますが、袋詰めの資料をあけていただきまして、議事次第の次に配布資料リストがございます。本日の資料でございますが、まず報告資料の1、前回委員会以後の会議等の開催経過についてでございます。それからあと審議資料の2、「地域別部会・テーマ別部会・WGの委員構成一覧表（案）」でございます。それから参考資料の1、「委員および一般からのご意見」でございます。それから別途、委員の皆様におかれましては、机上資料といたしまして「新たな河川整備を目指して」2006年1月付のパンフレットをご用意させていただいております。また、一般傍聴の方々におかれましては、入り口の、入って右手にテーブルがございまして、そちらに同じパンフレットを置かせていただいております。なお、このパンフレットはまだ部数に限りがございますので、お一人1冊ということをお願いしたいと思います。

続きまして、発言に当たってのお願い等でございます。発言いただく場合は、黄色の「発言に当たってのお願い」をご一読ください。ご発言の際には必ずマイクを通して、お名前をいただいた上でご発言いただきますようお願いいたします。本日は一般傍聴の方にもご発言の時間を設けさせていただく予定ですので、委員の審議中の発言はご遠慮いただきたいと思います。

携帯電話につきましては、審議の妨げとなりますので電源をお切りいただくかマナーモードに設定をお願いいたします。

本日の委員会は3時間の予定でございまして、19時終了の予定でございます。それでは早速ですが、今本委員長よろしくお願いいたします。

○今本委員長

先月開催されました第48回の委員会で委員長に選出されました今本です。本日は委員長として最初の委員会でございますので、少し時間をお借りしましてごあいさつさせていただきます。

このたびの委員長の選出では、この種の委員会としては異例とも言える無記名投票という方法がとられました。この方法は、各委員が名実ともに選出にかかわるという意味で淀川水系流域委員会にふさわしい方法であったと思っています。他の委員、委員に投票された方もおられると思いますが、委員会全体の総意に基づいて運営いたしたいと思いますので、委員の皆様におかれましてはよろしくご協力いただきますよう、お願いします。

淀川水系委員会は発足して5年が経過しました。今、一つの節目に差しかかっていると思います。それは、ここ2年ほど議論の中心でありましたダムについての審議が、まだ完全に終わったわけではないのですが一応の区切りがついたということが一つであります。また、この委員会の性格を決めたいいわゆる準備会議、これがこの委員会の性格を決めたと私は思っておりますが、その準備会議の委員であられた方以外の委員が委員長になるというのがもう一つの理由です。こうした意味で今後新たな気持ちでこの委員会を運営していきたいと考えております。

特に準備会議では、この委員会を新たな計画づくりのモデルとしたいという非常に高い志を高らかに宣言しておられます。きょうご出席の寺田さんは1年間委員長をされました。また、もちろんこれからも委員として手伝っていただくわけでありますが、改めて準備会議の皆さん、芦田先生、川那部先生、米山先生、それに寺田さん、各先生方のこれまでのご苦勞に対し、委員会としても改めてお礼申し上げたいと思います。

これからの委員会は、まず、恐らくやがて提示されるであろう河川管理者の整備計画の原案、これについての意見をまとめる必要があります。また、ダムの審議のため中断しておりましたテーマ別部会の審議、これを早急に開いて、真剣に議論して結果を報告する必要があります。そういう意味でかなり忙しくなるわけですが、今後経費の面もありまして委員会の回数あるいは部会の回数はやや減る傾向にあります。しかし、委員間の意見交換会とかあるいは勉強会、これは決して秘密にするという意味ではないのですが、より能率を上げるためあるいは審議を濃くするためには非公開の方法をとっていきたいと考えております。また、この委員会がここまで来られたのは、河川管理者の皆さんの協力あるいは一般傍聴者の皆さんの協力のたまものと考えております。今後ともよろしくご支援いただくようお願いいたしまして、簡単ですがあいさつにさせていただきます。よろしく申し上げます。

では早速ですが、報告に移らせていただきます。庶務からよろしく申し上げます。

〔報告〕

1) 前回委員会以後の会議等の開催経過について

○庶務（みずほ情報総研 篠田）

報告資料1になりますけれども、前回委員会の会議等の開催状況についてご説明いたします。

報告資料1は、前回委員会において報告できませんでした結果報告を含めまして3件の掲載になっております。なお、庶務からのこれら報告の内容についての説明は省略させていただきます。

それで、前回の1月18日の委員会以降の会議等の状況についてですが、先ほど新委員長からお話がありましたように、委員会におきまして新委員長が選出されまして、その後副委員長に三田村委

員ならびに角野委員が指名されまして、両委員とも快諾されたということで副委員長が決定されております。

それから2月1日には、今本新委員長のもとでの最初の会議としまして運営会議が開催されております。これまでの運営会議のメンバーの方々に出席していただき、今後の委員会の運営を中心に議論されております。

以上、簡単ですけれども庶務からの説明を終わらせていただきます。

○今本委員長

ありがとうございました。それでは、報告の2番目の委員の移動について、これは河川管理者の方からお願いいたします。

2) 委員の異動について（河川管理者からの報告）

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。ご報告をいたします。

委員2名の方が辞任をされております。安田委員それから寺西委員、お二人から辞任の申し出が今般ございました。それぞれの委員の方は、みずからの仕事との関係で委員会に出席することが困難でありまして、委員を辞任したいということでありまして、

私ども河川管理者としては、これはやむを得ないというふうに判断をいたしまして、今年の2月1日付で委員の委嘱を免じる辞令を交付させていただいたところでございます。

以上でございます。

○今本委員長

はい、ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、委員の方で何かご発言ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○川上委員

川上です。辞任されたお二人の委員の補充として新たに委員を選定するという事は河川管理者としては考えていらっしゃるのでしょうか。

○今本委員長

これは、委員につきましては委員会も全く無関係ではありません。これまでの経緯で言いますと今期の委員の選考でも選考会議というのが置かれて、それを受けて河川管理者が委嘱されていくわけですが、これについては運営会議で少し検討させていただいてそれから皆さんにお諮りすることにしたいと思います。あるいはここで河川管理者から報告することがありましたらよろしく申し上げます。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。委員の追加ということでございますけれども、現在の委員につきましては、これは選

定の過程は皆様方ご承知のことですけれども、推薦委員会による推薦といった一定の手続を経て、現在の委員というのは選挙させていただいたところでございます。現時点で委員を再度追加しようということを行おうとすれば、もう一度同じような、全く同じ方法であるかどうかはともかく、一定の手続というのは必要であるというように考えてございます。

おとしになりますますが現在の委員を選定した手続でありますけれども、大体始めてから終わるまで半年程度かかっております。これはかなり急いでということでありまして。現在の委員の任期でありますけれども、来年の1月末までということでありましてあと1年を切っておるということでございます。そういたしますと、何らかの手続をとってということになりますと、仮に新たに選んだとして、その方の実質的な任期というのは大変短くなってしまいうことがございます。したがって、現時点でこの委員の追加というのは積極的には考えてございません。

いずれにしろ、もう次期の、来年の2月からの委員の選定というのを、もうしばらくいたしますと、ことしの中ごろからはそちらの方を考えていかないといけないということでございますので、その中でまた次期の委員を適切に選定していきたいというふうに考えております。

○今本委員長

川上さん、よろしいでしょうか。

○川上委員

（うなづく）

○今本委員長

ほかにどなたか。よろしいでしょうか。それでは、議事に入らせていただきます。

〔審議〕

1) 委員会の運営方針について

○今本委員長

審議の1は委員会の運営方針についてということです。

これまでこの委員会は、委員会と地域別部会、テーマ別部会、それにワーキンググループといった形で運営してまいりました。地域部会につきましては原則として2つ、あるいは仕事によって時間がとれない方については1つでもいいということで希望をとっております。この希望に従ってやっていきたいと思いますが、それは議事の2の方で決めさせていただきます。

ここでご相談したいのは、原則としてこれまでの運営方針を継続して受け継いでいきたいと考えていますが、特に、一般傍聴の方の発言あるいは意見等についていま一度検討してみたいと考えております。この件につきまして何かご意見がおありの方、ございませんでしょうか。従来どおりでよろしいでしょうかということです。三田村さん、いかがですか。

○三田村委員

三田村でございます。住民参加という視点からは、非常に一般傍聴の方々の意見は貴重な意見が多くて、それを十分参考にしながら私たちは結果的に反映させていった部分も多々あるかと思いますが、それで形のあるものに、例えば意見書だとかそういうものの作成に至ったわけです。これから申しますのは庶務等あるいは委員会の体質でもあったと反省するんですが、幾つか一般傍聴の方々の中の意見で同じ資料が毎回紙のベースで掲載されていて随分とむだなことをやっていたんじゃないか。いわゆる環境という視点からは資源のむだでもありますし、それから税金をいただいてこういう会があるという意味では納税者の方に対する思いというものも反省しなきゃならないという意味で、改善できるところが随分あるんじゃないかと私は思っておりました。

それを運営会議のときにも、公開性を低下させることなくよりよい委員会に変えていただければありがたいと申し上げました。幾つか方法があると思いますけれども、その辺のところは委員の方々からご提案していただければと思います。一般傍聴の方々にも、少々は我慢していただくこともあるかもしれませんが、合意形成ができるように努力していただければうまくいくんじゃないかと願っております。

○今本委員長

この件につきましては、一般傍聴者の方もきっと意見がおありだと思います。一般傍聴者の方の意見につきましては後ほど聞かせていただきます。きょう決めるわけじゃありません。きょうは従来どおりでやっていきたいと思っております。

一般傍聴者としての経験も豊富な千代延さん、今の件についていかがでしょうか。

○千代延委員

千代延です。私も長い間傍聴させていただいておったのですが、最近割合目立ちますのは、意見書を出されておりますが、意見書が非常に長い、ボリュームのあるものが、これは庶務の問題もあるかもしれませんが何度も配られておると。ですから、意見はできるだけ、例えばA4に3枚とか、制限するのも何か、別に私がこちらの方に座ったからというのでちょっと言いにくい面もあるんですけれども、一応A4、何枚がいいかわかりませんが、何枚でもというようなことではなくて、上限を設けたうえで意見書を出していただくというのではどうかと考えます。

それから、お気持ちとすれば、意見書に書いたものを本当に委員は読むのかなど。あるいは委員だけでなく河川管理者も読んでいただけるのかなどという、やっぱり何かそういう気持ちがあるんですよね、わざわざ書かれる方は。そこで、意見書に基づいて、念のため発言しておこうということになる場合があります。最近の発言が長いということもありまして、その辺のところを何分という、がちがちに制約するのは問題かと思っておりますけど、その辺のところを何か今よりはコンパクトに

発言をしていただくというようなことが考えられないかというふうに私は思います。以上です。

○今本委員

はい。本多さん、どうぞ。

○本多委員

本多です。前回、傍聴者の皆さんから厳しいご指摘を幾つかいただいたと思うんですけども、この参考資料1というものがどういう資料なのかということ、実は第1次流域委員会のときに議論したことがあったと思うんです。それは、第2期の皆さんには伝わってないのかもしれないし傍聴者の皆さんにも伝わってないのかもしれませんが、そういう話、私の記憶が間違っていればあれなんで庶務に議事録を探っていただきたいとは思いますが、たしかこの参考資料1というのは流域委員会に対して意見をいただくものであると。そして、流域委員個人が参照するというような位置づけだったと思うんですね。委員会が受けとめるということじゃなくて、委員が受けとめて必要だと思うものはここで議論をするとかそうじゃないと思えば参考にするというようなことを、これの扱い方というのをたしか議論をしたんじゃないかというふうに思うんです。

そのことが傍聴者の皆さんにも伝わっていないんじゃないかというような気がするということと、もう1つは、この意見を出していただいても全然反応がないというようなことも前回ご意見をいただいたと思うんですが、参考になったやつは実際ここで議論されたり、それから河川整備計画の中にも書かれた部分も確かにあると思うんです。全く無視はされてないとは思いますが、だれだれのがどうなったとかだれだれのはその後取り上げられなかったとかいうふうには確かに反応なされていない。一時期まとめたものは出したと思いますが、それ以降はそういう反応をあえてしていないというふうに思います。それは、そういうルールをやはり明確に知らせておかないと誤解が起こるのかなというのが一つあります。

私自身も、読んで参考になるやつは確かにこの委員会で取り上げさせていただきましたし、専門的なことでわからないことについては、私個人も、こんなことが書いてあるけどもこれはどうなんだろうということで専門の先生にお伺いをして、いや大丈夫ですよと言われて、そうか、そんなに取り上げることもないのかと思って、念のために河川管理者にも尋ねてみたら、それは大丈夫ですよと言われたので取り上げなかったということで、結果としては何か無視されたように見えるかもしれないけれども、でもその背景にはそうやって読んで確かめるというような行為が行われていたりということが実はあります。そういうのが少し、表に出ない部分が傍聴者の皆さんにいら立ちを持たれたりしているところがあるのかなというふうに思いますので。これはどこにも何も書いていないんですね、どういうルールで扱われるかということが。そういうものも少し明確にしてお

いた方がいいんじゃないかというふうに思います。以上です。

○今本委員長

これまで提言だとか意見書あるいは意見をまとめる上で、少なくとも私は寄せられた意見は全部読んでいます。それと、特に複数回意見を出された方は名前ごとに分類して整理させてもらいました。そういう意味で、確かに一つ一つの意見に対して回答書といったものは出していませんけれども、十分参考にさせていただいたつもりです。

はい、どうぞ。

○村上興正委員

やはり、重複して提出されているものが多いというのは事実だと思います。それでその理由ですが、何か言いたいことがあるというのはわかるんですが、そのときにこちらの委員会としての対応、先ほども本多さんがちょっと言われましたけれども、それについて私たちがどう考えているか、どう取り扱うかということについてはいまだかつて公に発表したことがない。ここまで来るとそういうことをしていいんじゃないかと思います。

環境省はパブリックコメントを受けましたら、全てのコメントについてカテゴリーごとにまとめて、これについては受け入れた、文章はこう修正しました、これについては検討しますというような形で対応関係をちゃんと書いているんです。だから、そういったことはそろそろ必要なんじゃないかということが1つ。これは委員会として合意をとらないといけないのでかなり時間がかかるだろうと思います。その辺では個人個人で納める方が楽だと言うたら楽なんです、やはりある程度、何度も出されたコメントに対してはそういう形で委員会としての意見を少しぐらい出したらいんじゃないかと僕は思っています。

それから、もう1つ気になったのは、その場の議論を踏まえ、その時の委員会とは関係のないこと、要するに言いたいことをとにかくそのときに言うという形のものが多い。できたら、そのときの審議事項に関して意見を出してほしい。どこの委員会に行っても同じことを言われるというのは非常にこれはまずいと思うんです。だから、若干は気にされている方もおられますが、今後発言者は多少そういうことを気にして、発言して欲しいと思っています。

○今本委員長

ここは、決して一般傍聴者の方に対して注意するとかそういったたぐいのものじゃありません。

委員会として寄せられた意見に回答するとなりましたら、これはまた回答書をつくる作業が要るわけですね。委員会としてまとめるためには余りにもその作業が多くなり過ぎるということです。一つの考え方としましては、一般傍聴者の方も会議終了後委員の方に遠慮なく声をかけていただいて個人的にいろいろ意見を交換していただくというのも一つの方法じゃないかと思っています。

この件につきましてほかおられませんでしょうか、ご意見。はい、どうぞ。

○澤井委員

澤井です。いただいた意見の、すべてとは言いませんが、事柄によっては我々委員会の方で、だれが回答しようという分担を決めて、その次の委員会のときに、口頭で言うと長くなってしまいますから、こういう資料として、回答案を出すようにしてはどうかと思います。

○今本委員長

かなりの作業を伴うということ觉悟しないとイケませんよ。はい、どうぞ。

○西野委員

西野です。第1次委員会のときにやったんですけれども、どこかの時点で、意見書がまとまった時点でQ&Aみたいな形でいろんな寄せられた意見を、庶務の方で今までの委員会の議論をある程度集約した形で、そのQ&Aみたいなことに出した記憶がございます。だからそういう形で、どこか区切りのいいところでいろんな寄せられた意見に対してQ&Aみたいな形で出すというのが一つのやり方かなと思います。

○今本委員長

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○川上委員

一般の方々から意見を出される場合に、流域委員会もしくは流域委員に意見を言いたいというのが1つあると思います。もう1つは、河川管理者に物を言いたいというふうにしていらっしゃる方もあると思うんです。

河川管理者に物を申すという意識で書かれた方に対しては、中身にもよりますけれども、我々が答えにくい、あるいは答えられない場合もあるわけですね。その辺の判断といいますか振り分けといたしますか、そういうことも必要かと思えます。

それで今、西野委員からご提案のあった方法というのに私は賛成ですけれども、やはり一般住民から出てきた意見というのは、住民参加部会がやはり何らかかかわって取りまとめて、そして庶務に協力をお願いして一定のそういう期間に集まったものを整理して、それにどのように扱ったかということを報告するというふうな形が望ましいのではないかと思います、これは運営委員会並びに住民参加部会でこれから少し議論が必要なんじゃないかというふうに考えます。

○今本委員長

ありがとうございます。ほか。はい、どうぞ。

○嘉田委員

この部分というのは、やるのは大変覚悟の要ることでございますけれども、ここのところの流域

委員会の流れを見ておきますと、やはり「ねじを締める」というか、この第2期の一つの自覚を高めるためにも西野さんがおっしゃったようなところでやるべきだろうと思います。それと、ぜひ議論のプロセスをホームページなどで、典型的な意見でいいですから出させてもらう、そのことによって類似の質問を持っている人たちが見るということが可能となります。

最近、特に若い人たちと話をしていますと随分とホームページを活用しております。さまざま、勉強する上で。そんなところで、例えば琵琶湖博物館なんかではクエスチョン・アンド・アンサーはかなりホームページの上に載せるというようなこともやっております。ただかなり、一字一句どなたかが責任を持たないといけないので、それは淀川水系流域委員会として責任を持つのか、その辺の責任の持ち方なり最終の推敲の部分などは大変だとは思いますが、この委員会の志からしたらそれぐらいをやらないと、多分皆さん、きょうお越しの皆さんもあるいは社会的にも納得をしていただけないんじゃないかしらと、考えております。

○今本委員長

はい、ありがとうございます。ほかの委員の方、いかがでしょうか。では、非常に異例なんですけれども、この件に関しまして、今ご参加いただいています一般傍聴者の方の意見を少し聞いてみたいと思います。

ちょっとお待ちくださいね、意見のある方、ちょっとお手を挙げていただけますか。はい、では、浅野さんからどうぞ。

○傍聴者（浅野）

自然愛・環境問題研究所の浅野です。

先ほどから、流域委員会が「一般傍聴者の意見聴取をどのように受けとめるか」ということで提起していただきました。これは、前回の委員会の中で、特に私からの意見もありまして、今回第2次委員会として特にこの点は一生懸命やっていたきたいということで、「委員会の公開の原則を十分守って」いわゆる非公開会議やメーリングを使つての意見交換などがあつたら、それらの内容をせめて希望者にはその内容が公開できるようにするとか、また「一般意見に対する反応が鈍い、一般からの意見や資料、要望などに関して反応が余りない。委員会は問題の把握に努め、コメントすべきだ。」そして3に、「傍聴者の発言時間」も、時々これで長引いていますからやめてくださいとかいうようなことがよくありますが、時間をはかっていますと大体3分ぐらいでそういうことが出ます。これを「五、六分ぐらいにするよう」に審議進行を調整し、「住民意見の反映に積極的に務めていただきたい」という、この3点を申し上げまして、若干そういうような意見を今回取り上げていただくことになったと思いますが、先ほど聞いておきますと、委員のある人からは意見書の枚数の制限とかそういったような形で出ておりますが、そういう規制をやるべきではないと思

ます。それは、その意見書の書くべき内容がそれを要求しているからそういう資料なり内容が出てくるわけであって、傍聴者意見にしてもそうです。これは、流域委員会の委員だけに聞いてもらっているわけではないんです。河川管理者、一般傍聴者、またいわゆる河川管理者に属する人たち、その他の人たちが聞いているわけですし、その傍聴者発言にしても委員会のホームページに載るわけなんです。関心のある全国の人に伝わる事になります。それらのことを考えていただければ、この住民意見の反映という点を第一に押し出しても、規制なくどんどんと意見を出してもらおうということが本来、大切なんじゃないでしょうかね。

○今本委員長

わかりました。この委員会は、準備会議の段階からできるだけ一般住民の方の意見も聞きながら進めようということになっていまして、ほかの委員会に比べまして明らかにこの流域委員会はその点について配慮してきていると思います。で、それでもまだ不十分だという意見もわかりますが、どういうふうにしたらいいのかももう少し検討させてください。

では、次の方。はい、どうぞ。

○傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。千代延さんとは逆に、私はこの1年間この傍聴席の方に参加させていただいているわけなんですけれども、感じることは、ここにたくさんの方が集まっておられて、ただその中には、お仕事柄仕方なく見えている方も多くおられるとは思うんですけれども、本当はできればそういう仕事柄いらしている方でも、委員の意見に異議があったりあるいはアドバイスがあったりということがあればどんどん発言していただいたらいいなと思いますし、またそれ以外でも本当に普通の一般住民の方がたくさんここには参加されています。

ただ、何度も参加されていて何度もお見かけする方なのに、実際にはほとんど発言されていないと思います。発言される方はやはり固定化してしまっていて、熱心に発言される方は何人もいてくださるのはいいんですけれども、黙って帰っておられる方がたくさんおられるというのは非常に残念なことだと私は思っています。できれば、例えば休憩時間などに発言したいとか質問したいとかそういうふうな希望のある方をアンケートをとるなりというような形で希望を書いていただいて、それを利用した形で傍聴者意見案を、逆に、こういう質問をされたい方は今発言してくださいというふうに促すという方法もあるのではないかと思います。

1回発言をしたらきっと勇気がわくと思いますので、もっといろんな方に発言していただけるような取り組みがあったらいいんじゃないかと思います。

○今本委員長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

○傍聴者（酒井）

京都の桂川流域の住民の酒井です。住民参加ということで1次、2次とやってきました。私も途中からですが参加していろいろ勉強させていただいてきたわけですが、そもそも河川法が改正されたという部分、国交省河川局河川計画課でやられている社会資本整備審議会河川分科会、河川整備基本方針検討小委員会ですか、長い名前ですが、その辺の議論にも入ってくるわけです。というのは、各流域委員会及び類似の住民対話集会在各地にあります。住民参加、利水それから治水、環境、減災、住民参加、この辺が最大のテーマなんですよ。その辺を皆さんがどれだけ認識してこの傍聴者発言を重く扱うかということでもあります。

委員の方がいろいろ議論されましたけど、四、五名の方が前回も言いましたけれど、私たちは河川管理者から委託を受けたというのか諮問を受けている住民とは別個の人種というのかそういう発言が多い。個々には言いませんけれど、まさに国及び河川管理者、現場の状況が全国各地で起きている紛争なり河川管理をどうしようかという議論が、専門家なり、任ずる人たちの議論しか反映されてないということです。片方、一部地域では流域委員会に議論を閉じ込めて河川管理者がその方向で河川整備計画を、この二、三十年先の河川整備計画審議をやろうという地域もあります。その辺の流れを皆さん本当に認識されておられるのか。もう少し住民に頭を垂れて、5年だったら5年、実際に住民の方と対話を利害に関係なくやってきましたかということですよ。やれてないと思いますよ。これからやるという意味で、あと任期は1年ですか、遅いんですよ。実際議論するより、もう一度、いろんな立場の住民の方が物を言いたい、聞いてほしいというのがあるわけですよ。こういう委員会をやっていること自体が虚しい部分があります。私も虚しいけれど毎回参加して、ある地域、ある流域からの意見として、全部くんでいるわけではありませんけれど、それぞれ皆さんお住みの流域河川災害なり環境の状況というのはよく御存じで、一番感じているのは住民なんですよ。その辺のところをもう少し認識していただきたいと思います。

私も、流域委員会の議論と関係ないと思いますけれど、「角倉了以」の新聞記事を資料として出しました。きょう、浅野さんも資料を出されております。リバーフロントの木村さんも出されております。こういう出されている意見について今までは扱いが軽かったと思います。出された議論については、嘉田さんもおっしゃっていましたがコメントを手短かに言ってもらう。書くだけじゃなくてその場所で言ってもらう。あと、扱いについては流域委員会の各委員が責任を持つ。責任を持たないとしようがないわけですよ、大変な作業だと思いますけれど。そういうことを突破して初めて、淀川モデルというものができ上がると思います。以上です。

○今本委員長

はい、ありがとうございました。急遽、途中の段階で一般傍聴者の方にもご意見をお伺いしたんですが、そういう意見も踏まえまして次回から新たな方法を試みてみたいと思います。またよろしくないとなったら適宜変えれば良いと思いますので、次回の運営会議で議論したいと思います。もしご意見がありましたら、こういう方法がいいんじゃないかという提案がありましたら、遠慮なく庶務までお寄せいただきましたらそれを参考にさせていただきます。

2) 部会等の委員構成について

○今本委員長

議事の2に入らせていただきます。2は、部会等の委員構成についてです。これにつきまして庶務から少し説明いただけますか。審議資料2という分ですね。

○庶務（みずほ情報総研 篠田）

審議資料についてご説明いたします。この資料につきましては、一度、2月以降の部会の体制、委員の所属ということでアンケートをとりました。ただし、かなりの偏りがあったということで、一応前回の運営会議のときに原則2部会ということで、再度皆さんからのアンケートをとった結果になっております。

各委員のところに数字で希望所属数、これは原則2部会。ただし、どうしても諸般の業務の都合上1部会しか参加できないという方は希望として1を入れております。それで、部会の下にある数字の1とか2とか入っていますけれども、この1につきましては第1希望、それから第2希望ということで、2部会の希望あるいは1部会だけということで整理させていただいています。

それで、琵琶湖部会に関しましては第1希望、第2希望を入れまして14名、淀川部会につきましては16名。木津川上流部会につきましては9名。猪名川部会につきましては7名というアンケート結果になっております。それで、テーマ別部会に関しましては、このように13名と12名ということで拮抗しております。

以上が、アンケートの結果を委員構成一覧表としてとりまとめております。

○今本委員長

はい、ありがとうございました。ここに示しましたのは各委員からの希望の結果ですが、ほかの委員名を見回して、あるいは自分はこれまで1つと言ったけども2つしてもいいとか、いろいろ考えが変わる方もおられると思います。そこで、構成メンバーを決める前に少し委員間で話し合いたいと思いますので、一たん休憩にして、その後もし変わる場合にはこういう経緯で変わりたいとか、あるいはそうじゃないといったことを決めたいと思いますので、申しわけありませんが15分ほど休憩したいと思います。

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは一たん休憩に入らせていただきます。15分ということで、5時5分再開ということをお願いいたします。あと、喫煙場所でございますが、正面向かしまして前方と後方の階段のそばでございます。また、お手洗いにつきましては、前方左側それから後方の右側でございますのでご利用ください。

それで、5分に再開になりますので、よろしくをお願いいたします。

○庶務（みずほ情報総研 吉岡）

庶務から委員の方にご案内をいたしますが、今、委員長から所属部会に関して委員会で少し確認してほしいというようなことがございましたので、地下1階の大会議室を使えるようにしておりますので、委員の皆様は地下1階、ちょうどこの会場、委員席を正面にしまして左斜め前方の出口から出ていただいてエレベーターで地下1階におりていただきますと大会議室というのがございます。そちらの方に移動いただくようお願いいたします。

[午後 4時46分 休憩]

[午後 5時05分 再開]

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは再開したいと思います。今本委員長、よろしくをお願いいたします。

3) 部会長の選出について

○今本委員長

それでは再開します。

部会長の選出は、きょう配られましたパンフレットの規約、60ページになりますが、その第7条に「委員長は、委員長委員の互選により定め、部会長は部会委員の互選により定める。」ということになっています。したがって、部会長を決めるのは部会でないといけないわけです。そのために、非常に異例ですが、この委員会を例えば今からは琵琶湖部会に切りかえさせていただくことでよろしいでしょうか。

また、部会長が決まるまでは委員長が代行するというのがやはり規約にありますので、僭越ですが、私が司会をさせていただきます。

では、ただいまから琵琶湖部会にさせていただきます。

○千代延委員

ちょっとすいません。

○今本委員長

はい、どうぞ。

○千代延委員

今おっしゃるとおりでいいんですが、今から順番をこういうふうにするというのを先におっしゃった方がいいのではないのでしょうか。

○今本委員長

はい、わかりました。

どの部会からするかということですが、きょうの資料の審議資料2のところにもまず地域部会があって、テーマ別部会があります。ワーキングの方は運営会議で委員を委嘱していますので、きょうは地域部会とテーマ別部会が対象です。地域部会はこの順番で言いますと琵琶湖、淀川、木津川上流、猪名川ですが、この順番でよろしいでしょうか。

それから、テーマ別部会も住民参加と利水・水需要管理ということになっていますが、この順番でやらせてもらいます。

それで、今から琵琶湖部会ということで、まず選挙の方法ですが、当然無記名でやります。投票結果の開票は河川管理者から1名、委員から1名の立ち会いのもとでやってもらって、結果を発表します。過半数をとった人がいましたら、そこで決まります。過半数がとれない場合には決選投票にすると。決選投票で決まらない場合はくじで決めるということでもよろしいでしょうか。それで、上位2名について決選投票をする。上位2名が同数の人がいたら、それも全部2位ということでもらせていただくということにさせていただきます。

それでは、まことに恐縮ですが、ここに名前の挙がっておられます琵琶湖部会の委員の方は、全部で14名の方がおられますが、きょう欠席の方もおられます。なお、いわゆる被選挙権といえますか、投票される方は欠席委員ももちろん有資格者です。ただし、決めるのは出席委員だけで投票したいということでもよろしくをお願いします。

投票はどこでやってもらいますか。

○庶務（みずほ情報総研 吉岡）

それでは、庶務から投票の手続について事務的な話をさせていただいてよろしいでしょうか。

○今本委員長

はい、よろしくをお願いします。

○庶務（みずほ情報総研 吉岡）

投票用紙としまして庶務の方で紙を用意しております。これには委員会の判こが押してありますので、判このないものは捏造されたということで無効になりますのでご注意ください。

それで、名前を記入いただいて、その前方の台の上に投票箱を置かせていただきます。これになります。これに各自投票いただくということでもお願いしたいと思います。投票の手順につき

ましては以上です。

○今本委員長

それでは、ここに名前が書かれている方は。順次記入するのは前よろしいですか。

○庶務（みずほ情報総研 吉岡）

記入は、記入用に前に台を用意させていただいています。ですから、前に来て書いていただいても自席でお書きになっても。ただ、投票箱は前の方に置かせていただきますので、前まで。

○今本委員長

投票用紙は前で配るわけでしょう。前で渡した方がいいんじゃないですか。

○庶務（みずほ情報総研 吉岡）

ええ。それでは、恐縮ですけれども、きょう出席いただいている各部会のメンバーの方々、前の方で投票用紙をお渡しさせていただくと。そして、それに記入いただいた後、投票箱に入れていただくということをお願いいたします。

○今本委員長

はい、どうぞ。

○西野委員

西野です。1点確認したいんですけど、副委員長も被選挙者というふうに理解してよろしいんでしょうか。

○今本委員長

はい、結構です。ほか、よろしいですか。

それでは、申しわけありませんが、琵琶湖部会の方は前に出て順次投票をお願いします。

一般傍聴者の方、非常に申しわけないんですけども、こういうことを6つの部会についてやらせていただきますのでご辛抱ください。

では、河川管理者の立会人を児玉さん、委員の立会人を川上さん、お願いします。

〔琵琶湖部会 投票・開票〕

○今本委員長

投票結果を発表します。過半数をとられた委員がおられます。中村委員です。したがって、中村委員に琵琶湖部会長を引き続きお願いするということに決めさせていただきます。

続きまして、淀川部会に入らせていただきます。同じように淀川部会のメンバーの方は、前に書いているとおりですので、恐れ入りますが、よろしくをお願いします。立会人を池淵さん、お願いします。

〔淀川部会 投票・開票〕

○今本委員長

投票結果を発表します。上位2人の投票をもう一度お願いしたいと思います。順番で言います。寺田委員、村上興正委員ということです。

○寺田委員

辞退したらあかんのですか。

○今本委員長

いろんな状況で委員長を退任されたという事情もあるんですが、一応過半数をとるまで投票にさせていただけませんか。そういうことを考慮した上でよろしくお願いします。

では、すいませんが、淀川部会の方、もう一度お願いします。

[淀川部会 再投票・開票]

○今本委員長

結果を報告します。過半数をとられた委員がごさいます。村上興正委員、部会長をよろしく願います。

では、続きまして木津川上流部会に入らせていただきます。木津川上流部会の委員は前に書いています方です。同じように投票をお願いしますか。立会人は綾委員。

[木津川上流部会 投票・開票]

○今本委員長

木津川上流部会、7名の投票で過半数を得られた委員がおります。川上委員、木津川上流部会長をよろしく願います。

では、地域部会の最後になりましたが、猪名川部会に入らせていただきます。猪名川部会の方、前の方で投票願えますか。村上哲生委員、立会人をお願いします。

[猪名川部会 投票・開票]

○今本委員長

再投票になります。池淵委員、角野委員、澤井委員、3名が同数ですので、申しわけありませんが、再投票をお願いします。

[猪名川部会 再投票・開票]

○今本委員長

再び再投票になります。順位で言います。角野委員、池淵委員、澤井委員、2位が2人ということで再度お願いします。

[猪名川部会 再々投票・開票]

○今本委員長

過半数に達しました。角野委員、よろしくお願ひします。

以上で地域部会の部会長の投票を終わります。

続きまして、テーマ別部会の住民参加部会に入らせていただきます。現在の部会長、これも私が進行させてもらってよろしいですか。

それでは、住民参加部会の方、よろしくお願ひします。立会人を西野さん、お願ひします。

〔住民参加部会 投票・開票〕

○今本委員長

再投票になりました。1位が三田村委員、2位が嘉田委員、寺川委員、澤井委員。この4名をもとにもう一度投票をお願ひします。もう一度、西野さん、立ち会いをお願ひします。

〔住民参加部会 再投票・開票〕

○今本委員長

結果をご報告します。再び再投票になります。三田村、嘉田、寺川、澤井ということで。こういうこともあり得ますので。今のは1位が三田村さんで、2位が3名ということです。

〔住民参加部会 再々投票・開票〕

○今本委員長

結果を発表します。三田村委員が1位、2位が嘉田委員ということで、過半数に達していませんので再投票をお願ひいたします。これが決選投票になります。投票者数は11名ですけれども、もし白票が出た場合とかで同数になった場合は抽せんということにさせていただきます。

〔住民参加部会 再々々投票・開票〕

○今本委員長

決定いたしました。三田村さん、引き続きよろしくお願ひします。

それでは、もう1つ、利水・水需要管理部会に入らせていただきます。委員は前に書いてある委員ですが、よろしくお願ひします。寺川さん、立会人をお願ひします。

〔利水・水需要管理部会 投票・開票〕

○今本委員長

結果を発表します。荻野委員が過半数を獲得されましたので、引き続きよろしくお願ひします。

では、きょうこれで部会長が決まったわけですが、中村さんが欠席ですけれども、簡単に一言ずつ、部会長の方、ごあいさついただけますか。

では、まず淀川部会の村上興正さんからよろしくお願ひします。

○村上興正委員

大変な役を仰せつかりました。淀川に長い間かかわっているんですが、こういう難しい会議を運

営するというのは大変で、しかも前が今本先生という名部会長だったものですから後が非常に難しいですが、何とか頑張りたいと思いますのでよろしくお願いします。

○今本委員長

よろしくお願いします。それでは、木津川上流部会の川上さん、お願いします。

○川上委員

川上です。2期目の部会長を務めさせていただきますが、ここ約1年ダムのことばかりやっておりましたので、木津川上流はさまざまに水環境、治水も利水も含めて水環境と申しますけれども、さまざまに問題を抱えておりますので、これから真剣に部員の皆さんと議論してまいりたいというふうに思っております。

○今本委員長

ありがとうございました。よろしくお願いします。それでは、猪名川部会の角野さん、お願いします。

○角野副委員長

角野です。猪名川といいますのは、治水の問題も抱えていますけれども、環境面では非常に都市化された流域下にありまして、その中で環境の保全・再生というのをどういうふうに図っていくかということが重大な課題です。ひょっとしたら新しい取り組みができるかもしれない可能性を抱えた河川であると思っておりますので、非力ながら、一生懸命やりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○今本委員長

よろしくお願いします。それでは、住民参加部会の三田村さん、お願いします。

○三田村副委員長

三田村です。正直言いまして、私は少し長く部会長を務めさせていただいて、次の新しい考え方の方にかわっていただきたいなと願っていたんですけども、多分「勉強不足だからもうちょっとやりなさい」ということだろうと思います。私自身随分これによって成長いたしましたので、もう少し成長させていただくことになろうかと思っております。よろしくお願いいたします。

○今本委員長

続きまして、利水・水需要管理部会の荻野さん、お願いします。

○荻野委員

荻野でございます。利水・水需要管理部会、一昨年はほとんど会議をできなかったのですが、ことしは今本委員長のもとで頑張りたいと思います。利水という問題は計画技術そのものの問題ではありますが、地域経済あるいは地方政治と密着したテーマでございますので、簡単には

解け切れない問題もあろうかと思いますが、委員会としてきちっとした提言を出すことが役割だろうというふうに感じております。よろしくお願いします。

○今本委員長

よろしくお願いします。

各部会におきましては副部会長の指名があります。これにつきましては少し時間をいただきまして、各部会長が指名していただいて庶務の方に連絡願います。全員がそろいましたら、ホームページなり、委員には直接連絡するという形でなるべく早く皆さんにも公表したいと思います。

4) その他

○今本委員長

あと「4) その他」ということですが、今後のテーマといたしますか、そういうことについて少し議論したいと思います。

この淀川水系流域委員会は、これからの「新たな河川整備を目指して」という提言をし、その提言に沿って今まで議論してきました。それに対しまして、このたびのダムの調査検討のところでも随分新たな違った考えの意見を出された方もおられます。このことについては確かに委員会としてもっと議論しなければならなかったんですが、何分見解なり意見をまとめる必要があるということでそれが後回しになっていました。しかし、委員の半数が変わっておりますので、共通認識といたしますか、必ずしも同じ考えに立つ必要はないんですけれども、少なくともどのような考えでこの委員会をやってきたのかといったことをもう一度議論してみたいと思っています。これは次回以降にしたいと思います。

なお、この委員会の運営につきましては、この規約の最後に雑則として、12条ですが、「本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるが、その際、付録に示す淀川水系流域委員会準備会議の答申、準備会議資料及び議事録を参考にする。」というふうになっています。これは私もこのたび読み直させていただきましたが、文字どおり、この委員会を決める基本的な立場のことがすべてここに網羅されております。これももちろん委員会が変わると言えば変えるのは可能ですけれども、少なくとも私はこれに目を通しておいていただきたいと思うんです。本当にこの4人の方がそれこそ心血を注いでつくられた答申です。議事録を見ましても非常に真剣に議論され、それがこの流域委員会の一つの方向を決定したと思いますので、機会がありましたらぜひこれを読んでいただければと思います。ホームページに載っています。よろしくお願いします。

こちら側で準備いたしました議題は以上ですが、そのほかに何かこの席でご発言いただくことはございませんでしょうか。

寺田さん、きょう1日を見て何かございませんか。何か一言お願いします。特に準備会議の精神といますか。

○寺田委員

突然のご指名なので、全然。今、準備会議のお話が委員長の方から出たんですけども、私の方も準備会議4名のうちの一人として検討に加わったわけですけども、委員会が発足して既に5年です。委員の皆様方には準備会議が当初構想したものはもう十分にそれぞれ自覚を持っていただいて、それからそれをさらにもう発展をしてもらっているというふうに私は思っております。

ただ、5年という長い時間の中で当初各自委員の皆さんが持っていた意気込みとか、またこの委員会の役割に対する考え方というものが少し薄れてくるという部分がやはりあるのではないかと。ここで、これから本当に法定計画としての整備計画原案というものが今後提示をされてくると。それに対する意見というのが本来この委員会が一番の法律上明確に定められた役割でありますので、ここで気を引き締めて、そしてこの委員会が、きょうのこのパンフレットにも書いておりますように、自分たちでつくり上げた淀川モデルというものを十分に一人一人が意識しながらその役目を果たしていくということをもう一遍再認識するということが必要ではないかなというふうに思っております。

それで、会議の回数等が非常に多いということで委員の負担も大きいんですけども、少しでも多くの委員の方にご出席いただかないと、非常に人数を限定した形でこの第2次委員会というものがつくり上げられていますので、先ほどお決めいただいた各地域別部会の委員数も猪名川とか木津川上流は必ずしも十分な人数ではないわけで、この辺のところは正規の委員だけではなくて所属以外の委員もできる限り出席可能な方は出ていただいて、そして十分な検討・議論をしていくということをやりに頭に置いていただく必要があるのではないかと。きょうの委員構成では自分の担当部会だけ消化するというだけではちょっと不安な面が、きょうの委員構成ではいたしますので、昨年1年間もそういう意味では各地域別部会にご苦労になったところもあるわけで、それを少し反省の上に立って委員の皆さん全員が所属部会を超えてこの委員会の果たすべき役割というものを十分意識して、もちろん私もそういう覚悟ですけども、やっていただきたいなと。

準備会議でいろいろなことを検討しましたが、何よりも委員みずからがそういう意識に燃える、意識に目覚めて、そして新しいものをつくっていくんだという意気込みといますか、そういうものが大事だということが一番ポイントだったと思いますので、そのあたりをぜひ委員の皆さんも十分認識をしていただきたいなというふうに思っております。

○今本委員長

ありがとうございました。本当にこの委員会は、最初に私が言いましたように、一つの節目にかかっていると思います。これからは特に整備計画の原案が示されるわけです。それに対する意見を述べる、これが本来の職務ですので、ぜひそれまでにそれぞれの担当の部会だけではなくほかのところも理解していただいて立派な意見書を書けるようにしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上で議事の方は終わりますが、河川管理者の方から何かつけ加えることはございませんか。よろしいですか。

[一般傍聴者からの意見聴取]

○今本委員長

それでは、一般傍聴者の意見に移らせていただきます。先ほど一般傍聴者のあり方についていろいろ議論しましたけれども、きょうはそれにとらわれず従来どおりで結構ですので、よろしくお願ひします。言っておられる方は立派な意見を言っているつもりかも知れませんが、そうでない場合も客観的に見てあり得るわけです。ぜひ一般傍聴者の方も立派な意見を言ってもらいたい。先ほどから一般傍聴者様という感じで委員会に対してかなりいろんな発言がありました。特に前回はかなり失礼な発言もありました。こういうことのないように、やっぱりお互いがお互いを尊重してやりたいと思いますので、ぜひ一般傍聴者の方もご協力を願ひたいと思います。

では、どうぞ。はい、前からどうぞ。

○傍聴者（浅野）

自然愛・環境問題研究所の浅野です。

本日の参考資料1の中に意見書No. 689が載っています。「『岩倉峡流下能力の再検証』その2. =（岩倉峡流下能力検討会報告書）と関連して=」と題し、木津川上流河川事務所がなぜ検討会の結論をも「こけにした」不当並びに危険極まりない数値にこだわるのか、その本質的な内面を指摘したものです。後でお読みくださるようお願ひします。

さて、2つの問題を話させてください。

1つは伊賀市の水需要です。平成16年12月、近畿地方整備局が「三重県伊賀水道用水供給事業について」を公表しました。県の見直し、水需要について「精査・確認」したものだとしていました。当時、三重県集約の「給水対象6市町村における水需要推計」は平成14年度までが実績で、平成15年度から平成30年度までは推計となっていました。平成15年、16年両年度の実績値を調べますと、16年の「現在給水人口」は8万9,063人、「一日最大給水量」4万5,285m³、「一日平均給水量」3万9,252m³となっています。平成14年に比べ給水普及地域がふえ、「現在給水人口」が1,650人

以上ふえたにもかかわらず、「一日最大給水量」は3,078m³減少し、推計からは6,307m³も減少してしまいました。これは「現伊賀市給水区域内人口」の減少が著しいことに起因しております。2年間で3,078m³減少という割合をベースにして考えますと、平成17年度から平成30年度まで14年分で2万1,546m³減少し、平成14年度実績「一日最大給水量」4万8,365m³が2万6,817m³になってしまい、業務・営業用と工場用の「新規開発需要推計分」全部7,812m³を足しても、3万4,629m³で満足できるという実態になるのではないかと思います。いわゆる推計合計の半分以下になります。平成30年度においても残すという自己水源分の推計は3万4,069m³としていますから、ちょっとした工夫で対応できる範囲です。

川上ダムが建設中止となれば、撤退責任分担金も不要となるし、守田水源での水利権でさえ結局は暫定でなくなるのですから、伊賀市は水道料金2倍から3倍となる「ダム受水の道」を選ばず、市民の利益と福祉のために三重県と協同し、毅然として国に対応されんことを望むものです。また、流域委員会としても、我が国の人口が今後大きく減少していく方向を直視し、水需要管理体制が実行され得る「法制度の整備」を求めていただきたいと思います。

2つ目は「法制度の整備」ということです。まず第1に、社会的合意を基本とする「公共事業事前評価法」の制定を含め、河川法、水資源開発法に関連する「ダムを含む公共事業の犠牲者救済」、「土地利用規制」、「ダムの撤去」、「水資源機構職員の仕事の確保」、「慣行水利権問題の整理」、「水利権の移転と融通」、その他現在の法制度の未整備が目立ちます。これらの法制度がない限り、なかなか前へ進みません。流域委員会の議論においてもこれを積極的に充実させていただいて、「法制度の整備」の方向を打ち出してもらいたいと思います。

私は今ここまでを指摘して終わりますけれども、また今後傍聴者の皆さんからそれなりの意見を出してくださるものと期待します。以上です。

○今本委員長

ありがとうございました。ほか、ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○傍聴者（酒井）

酒井と申します。

本流域委員会とは関係がないかもわかりませんが、世界の、日本の水事情というのは、今般3月に第4回世界水フォーラムがメキシコで開催されます。京都で5名の子供たちが水フォーラムに参加します。子供たち自身が世界の水事情について、水の環境について日本で開催された第3回世界水フォーラムに引き続き体験をしてくる、意見を述べてくる予定です。多分全国からも全体の日本水フォーラムから代表者が行かれると思いますが、この日本の水事情と世界水事情というのは

全く無関係でもないと思います。ダムの問題ばかり、水のガバナンスばかり、いろんな世界的な動きがあります。全く正常な水が利用出来ない、衛生的な水が飲めないという地域、世界の子供たち、いろんな新聞、報道とかを見ると、日本はかなり恵まれて、乱暴に水を使っています。その辺のところも議論をしていただいて、議論が各委員から出されて初めて日本の河川行政、河川法が改正されて以降、いろいろ議論されています。先ほども言いましたけれど、各地方で河川整備計画の議論が真剣にされています。外国の市場メカニズムの中で水管理がされるというような事態も予想されるわけです。いろいろ政府の刊行物も含めて議論がされています。私自身も含めて、ぜひぜひその辺をしっかり皆さんにも勉強していただきたいというのが1つ。

それから、今耐震強度の問題が流布されておりますけれど、社団法人農業土木学会というのがあります。これはダムをつくる学会の一番手というのか、ダム建設の耐震強度についての学会でいろんな意味で基本になっています。このハンドブックは膨大なんですけど、この資料も参考にして下さい。値段も一般で手に入ると22,500円6,000円ほどします。これも流域委員会でぜひ取り上げていただいて、実際のこの5ダムの議論がされている中より重要です。いろいろ、浅野さんからも議論が出ています。本当にダム建設に断層の影響や土砂災害の影響がないのか、地震その他災害に影響がないのか過去建設されたダムの耐震構造について精査した議論があるのか、その辺も次回の委員会までにぜひ出して取り上げていただいてお互いに勉強したいというふうに思います。

それから、きょういただきました「新たな河川整備を目指して」という冊子でありますけれど、前回も私が発言しましたのが、流域委員会として国交省近畿整備局に意見書を出しましたということで住民の皆様にも知ってもらい、そして議論に参加してもらい、どういう議論を流域委員会はしているのかというチラシなり、広報を出していただきたいと思います。過去、流域委員会なり近畿地方整備局は「しっかりしてや!!流域委員会」という意見交換会「委員会ニュースNo. 28」の中で出されて、いろいろ議論がされております。これをもう一度ふり返り、先ほど今本委員長がおっしゃったように、過去の議事録の検証、現河川管理者から出るような意見じゃないような意見が流域委員会に出されている議論「第18回淀川部会（H. 14. 9. 24）資料4」もあります。これも次の委員会までに資料として提出します。いかにこの流域委員会の変遷がなされてきたか、もう一度立ち返って議論をしていただければありがたいと思います。以上です。

○今本委員長

ありがとうございました。ほか、ございませんでしょうか。よろしいですか。最初に一般傍聴のあり方について議論をしたからといって、そう遠慮されることはありませんので。よろしいですか。

[その他]

○今本委員長

それでは、次に移らせてもらいます。「その他」として委員会の今後のスケジュール等を庶務からお願いします。

○庶務（みずほ情報総研 篠田）

現状新しい体制にまだなっていないこともありましてスケジュール関係は公開会議等現在まだ決まっておきませんので、決まり次第また皆さんの方にご連絡したいと思います。以上です。

○今本委員長

ありがとうございました。できたらきょう次回の運営会議の日程を決めたいと思いますので、新たな部会長の方はきょうここの場にお残りいただくようお願いします。

それから、何かありますか。はい、嘉田さん、どうぞ。

○嘉田委員

少し情報提供なんですけど、会が終わったという後でよろしいでしょうか。どうでしょうか。

○今本委員長

それでは、一応これで終わります、ご自由をお願いします。私、きょうは谷本さんも出席いただいていますので、基本方針の方がどうなっているか、ちょっと現況をご紹介いただければと思いますので。

では、嘉田さんからどうぞ。

○嘉田委員

先ほど傍聴の酒井さんからご紹介いただいたのですが、この流域委員会ができてから私ども住民参加をどうするかということで随分動いてまいりまして、地域活動をやってまいりました。それで、子供たちにぜひ川に関心を持ってほしいということで、ようやく5年かかって子ども流域協議会というのが立ち上がることになりました。ここには、今本先生を初め、谷本様あるいは吉田様、皆さん随分と応援いただいたんですけど、今度の2月19日に子供たち自身が子ども流域協議会を立ち上げる会合をいたします。今チラシを配っておりますが、もしご興味がおありでしたらぜひともご見ていただけたらと思います。これこそこの流域委員会があったから生まれてきた動きというふうには私どもは解釈しておりますので、ぜひとも元気な子供たちの動きを見ていただけたら幸いです。

それで、既にこの3月のメキシコ水フォーラムに派遣をする子供特派員も5人選ばれておりまして、その子供たちの決意表明のようなこともございますし、子供達自身が国際的な視野から見ながら同時に足元を見るというその両方を動いておりますので、もし興味がおありでしたらお越しくさいます。ちょっとご紹介でした。

○今本委員長

ありがとうございました。では、谷本さん、基本方針の方をお願いできますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川部長 谷本）

河川部長の谷本でございます。

淀川水系の基本方針につきまして、これは手続としては国土交通省の社会資本整備審議会の中の河川分科会、これは従来河川審議会と言っていたものでございますけれども、これが河川分科会となりました。この中にさらに小委員会というところがございまして、実質の審議はここでされるということでございます。

それで、議論の始まったのが今年の9月からでございます。これまでに小委員会が3回開かれておりまして、1回目と2回目は利根川と同時開催だったものですから実質の時間が1時間しかございませんで、治水を中心に治水・利水の現状のご説明、2回目は環境の現状のご説明ということでございます。その中から琵琶湖・淀川水系が抱えているというか、今後基本方針の中身を詰めていく上で十分議論をしないといけないというポイントがこの小委員会の委員の方々から何点かご指摘をいただいております。

例えば、琵琶湖と淀川のつなぎ目に瀬田川洗堰というものがあるわけですがけれども、これが一番洪水の厳しいときに全閉されるという現況のルールが基本方針の中でそのままよいのかどうかというような問題、あるいはこれは木津川とか桂川でございましてけれども、これが地形的な狭窄部というものを持っていて、結果的にそれが自然のままにあることで下流が相対的に安全に守られて今日の発展をしてきているという経緯。

それで、ここについては、現在の淀川水系の工事实施基本計画は狭窄部を開削することを前提に立てられているわけですがけれども、最終的にどう結論するかはともかくとして、そのあり方についても議論する必要があるだろうというような幾つかの大きな論点が示されました。これについてきちんとした議論をしていただくために、もともと小委員会というのは、各分野の専門の学者の先生のほかに、淀川水系の場合ですと関係する6府県の知事さんが臨時委員として入っておられるということで、琵琶湖を抱えておられる滋賀県もあれば一番下流の大阪府もある、それぞれのお立場もあろうということで十分正確なデータに基づいた議論を今後していく必要があるだろうということになっております。現在そういった議論をしていただくための資料のとりまとめを整備局で急いでやっておるという状況でございます。

ですから、今後のスケジュールがいつまでにどうということがなかなか言い切れないわけですがございますけれども、もう既に2月も半ばでするので今年度中というわけにはいかなくて、恐らく来年度の掛かりあたりまでは議論が続くことになるだろうと思っております。今はそういう状況でござい

ます。

○今本委員長

そうしますと、基本方針が決まってから整備計画の原案が出るわけですよね。まあ、それまでにいろいろ議論はしていますけれども。となると、原案がこの委員会に提示されるのはかなり時間的余裕といたしますか、後になるということなんでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川部長 谷本）

今も言ったように、基本方針のところのスケジュールがわからないので時期は明言できませんけれども、例えば近畿の管内でございますと、今年度紀ノ川と九頭竜川の審議が小委員会で終了いたしまして基本方針がとりまとまっております。手続としては、最終的に官報告知というものをいたします。ちょうど九頭竜川がきょう告示をされるというような手順でございます。その両方につきまして、それまでもそれぞれ流域委員会を持って実質の審議はしてきていますので、その手続が終わってから一月とか二月の間には原案というものがお示しできるようにということで作業しております。多分淀川も同じようなスケジュールになるだろうと思っております。ここで言って後でまた約束を破ったと言われても困るのですけれども、6月か7月ぐらいまでに基本方針が確定をしていただければ夏には原案をお示しできるのではないかと思っております。

○今本委員長

わかりました。やはり私どもは示された原案に対しまして、これまでと同じであれば同じ意見を出すだけですけれども、委員も変わりましたので同じ意見になるかどうかはわかりません。だけど、いろんな変わっているところですよ。例えば、これまでの段階で、ダムについて言いますと、丹生ダムだとか川上ダムの計画が変更になりながら、その規模なり大きさとか形状、それが示されていないわけですね。整備計画の原案にはそれは示されるんでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川部長 谷本）

当然示すつもりでございます。整備計画にはそれが入って仕上がるわけですので、最終的な法手続でご意見をいただくときにはそういった諸元も示してご意見をいただくということになると思います。

○今本委員長

はい、わかりました。では、私ども手ぐすねを引いて待っておりますので、できるだけ早く出していただきまして、委員は委員として真剣に審議したいと思います。

では、どうもありがとうございました。

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは、淀川水系流域委員会第49回委員会を閉会させていただきます。ありがとうございます

た。

それから、先ほど嘉田委員からご提供がございました「子どもがつくる未来の川 車座会議」、こちらは先ほどコピーの部数が少なかったものですから委員の皆様だけの配付にとどまりましたが、若干コピーをいたしましたので、ご興味のある方は受付に置いておりますので帰りにお持ち帰りいただきますようお願いいたします。

〔午後 6時24分 閉会〕